

医第708-1号
令和8年9月11日

各医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子（公印省略）

埼玉県の医療安全の取組について（通知）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県では医療安全推進の一環として、添付のとおり「患者さんのための3つの宣言実践医療機関」への登録事業を埼玉県医師会と協働して行っています。

この事業は、インフォームド・コンセント等に関する3つの宣言を明文化したものを掲示することで患者本位の医療を提供する姿勢を示し、患者との信頼関係をより深めようとすることを目的としています。

つきましては、まだ登録されていない医療機関におかれましては、登録をご検討いただきますようお願いいたします。（既に登録いただいている場合は、再度の申請は不要です。）

また、県では医療安全の取組を推進するため、9月17日の「世界患者安全の日」に合わせ、県施設等のオレンジライトアップを実施いたしますので、併せてお知らせします。

記

1 患者さんのための3つの宣言実践登録医療機関について

（1）趣旨

インフォームド・コンセント等に係る3つの宣言を明文化したものを掲示することで、患者本位の医療を提供する姿勢を示し、患者との信頼関係をより深めようとすることを目的としています。

【事業概要】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/sengen/index.html>

（2）登録方法 （注）登録済の場合は、再度の申請は不要です

医師会会員の医療機関は県医師会へ申請書をFAXで送信してください。

【申請書のダウンロード】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/9733/sinsei7.pdf>

医師会非会員の医療機関は、二次元コードから電子申請をお願いします。

※登録にあたり、病院は埼玉県医師会主催の医療安全研修への参加が必要ですが、診療所は任意ですので、受講なしでも登録可能です。

【医師会非会員】
電子申請・届出サービス



(3) 宣言書の送付

登録完了後に、「患者さんのための3つの宣言書」(B4判)を送付しますので、患者の目にしやすい位置に掲示していただくようお願いいたします。

(4) 医療情報ネットでの掲載

同事業への登録を報告いただくと厚生労働省が運営する医療機関検索システム(医療情報ネット)に掲載することができます。毎年1月から3月に実施される医療機能情報提供制度の定期報告での報告が必要ですので、近くなりましたらメール等でご連絡いたします。

2 世界患者安全の日のオレンジライトアップについて

(1) 趣旨

世界保健機関(WHO)が患者安全を推進すべくWHO加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動を行うことを目的として、2019年に9月17日を「世界患者安全の日」と制定しました。

日本各地の行政機関や医療機関等が、9月17日前後に施設をテーマカラーであるオレンジ色にライトアップしています。

(2) ライトアップ期間

令和8年9月16日(水)～18日(金) ※施設により異なります

(3) ライトアップ施設(予定)

彩の国さいたま芸術劇場、埼玉スタジアム2002(9/16, 17)、埼玉県立小児医療センター、埼玉県立がんセンター、秩父公園橋、熊谷駅正面口駅前広場膜シェルター、埼玉医科大学国際医療センター

担 当：医療整備課

医務・医療安全相談担当 竹内・木村

電 話：048-830-3542

E-MAIL：a3530-01@pref.saitama.lg.jp